

栄東まちづくり協議会・委員会議事録

日 時 平成 30 年 5 月 10 日（木）19:15～20:15

場 所 栄東まちづくり協議会会議室

出席者 辻本会長、田端・萩野下副会長、野田、酒井、宮島、鳥原、犬飼

監事 河田

傍聴人 2 名

● 定足数の確認

10 人中 8 人の出席、合計 8 人で規約第 15 条第 2 項の規定（在籍会員の過半数の出席）により有効に成立

● 議題及び報告事項（別添資料参照）

議題：

- 1 栄東まちづくり協議会部会規程の制定
- 2 栄東まちづくり協議会契約審査会要綱の制定
- 3 その他
 - (1) 議事録の内容
 - (2) 平成 29 年度貸借対照表、損益計算書の修正

報告事項：

- 1 3/22-23 実施の「女子大小路ミニ歩行者天国」（社会実験）
来場者、協力店舗のアンケート結果 別紙 3
- 2 多文化共生・花見会
- 3 その他

● 議事要旨

議題：

- 1 栄東まちづくり協議会部会規程の制定
原案どおり承認
- 2 栄東まちづくり協議会契約審査会要綱の制定
 - ・入札するときは競争入札のみ。7 ページの 6 条(3)「競争入札参加資格がないと認めた場合のその理由」は必要がありますか？
 - 理由は、例えば名古屋市で指名停止や事後的に経営破綻することもあり、その時に失格になることも記しておきたい。
 - 資格がないことを説明するだけでいいと思う。
 - 3 号は適用場面がないので削除します。
 - ・随意契約の場合の相手方を選ぶ基準とは？
 - 特命随契は、中部電力と契約するとか、昨年だと、イルミネーションは随意契約をしました。日本街路灯の作ったものを補修して装飾するので 100 万円くらいで済みました。それで日本街路灯と契約しました。ただ、歩道に関しては初めての事業で、プロポーザルにしました。このようにそ

こしか契約相手がいない場合や、安くできることが明らかな場合に随意契約をします。

・相見積もりとは一社を決めて買うという意味ですか？相見積もりとは随意契約と同じなのでしょうか？

→ 財務規定上は 30 万円を超えたら 2 社以上の見積が必要。これが相見積もりです。

→ 簡易な入札にあたります。

2 その他

(1) 議事録の内容

原案どおり承認

(2) 平成 29 年度貸借対照表、損益計算書の修正

原案どおり承認

報告事項：

1 3/22-23 実施の「女子大小路ミニ歩行者天国」(社会実験)

・イベント会場にいらっしゃった方へのアンケートをされたということですが、通常ここを使っている利用者の方の意見も取れたらいいと思います。苦情もアンケートの一つだということで、今後やられる時に入れるといいと思います。

→ 調査範囲が拡大するので大変ですが、次回検討します。

2 多文化共生・花見会

(質疑なし)

2 その他

(事項なし)